

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社Aに勤務していたが、平成○年○月○日午後5時頃、原動機付自転車で帰宅途中、横断歩道に突然通行人が出てきたために急停止したところ、転倒して負傷した。

請求人は、負傷後、B病院に救急搬送され「中心性頸髄損傷」等と診断され、同病院等で療養の結果、平成○年○月○日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第9級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害について検討すべきものは、医証や請求人の自訴等から、せき柱の機能障害及び変形障害並びに痛み、しびれ、握力低下等の神経症状であると認められる。

(2) せき柱の機能障害についてみると、頸部に屈曲・伸展等の運動機能制限が認められるが、参考可動域角度の2分の1以下には制限されていないことから、障害等級に該当しないものと判断する。

(2) せき柱の変形障害についてみると、平成○年○月○日に頸椎のC3－7脊柱管拡大術が施行されていることから、障害等級第11級の5（せき柱に変形を残すもの）に該当するものと判断する。

(3) 神経症状についてみると、請求人は、手足の痛み・しびれ、知覚過敏、握力低下等の多彩な神経症状を訴えているが、同症状の原因及びその程度についての医師意見は次のとおりである。

ア C医師は、平成○年○月○日付けの診断書で、要旨、「傷病名：中心性頸髄損傷。障害の状態：四肢筋力は徒手筋力評価において、すべて5に相当し、握力右35.7kg、左36.0kg。知覚：C5領域以下、体幹、下肢にかけて知覚過敏を認めており、自覚的しびれ感が著しい。上肢腱反射の亢進、病的反射を認める。障害の原因：MRIにて、C3／4レベルの脊髓内信号変化があり、そのレベルの脊髓損傷が原因である。」と述べ、平成○年○月○日付け診断書（脊髓症状判定用）で、「脊髓症状判定（運動機能）：耐久力の不足、脱力感。食事動作はナイフ、フォークの扱い、箸の使用は自由だが、ややぎこちない。細い紐の結び解き、Yシャツのボタン掛け外しはできるが、ぎこちない。平地での杖ない歩行可能、階段昇降可能、片足起立可能。下肢・

上肢に何かに触れていることは分かるが、形状、質の識別は不可能。睡眠を妨げるしびれ。膀胱機能の膨満感、排尿ともに正常。」と述べている。

イ D医師は、意見書で、要旨、「術後のMRIでC3／4、C4／5、C5／6に椎間板膨隆。C3／4高位に髄内輝度変化があり、中心性頸髄損傷術後で両上下肢のしびれ、疼痛はがん固である。頸部痛は椎弓形成術後の軸性疼痛によるものとする。四肢巧緻障害を伴う。」と述べている。

(4) 上記の医証から、請求人には、中心性頸髄損傷に伴う四肢の神経症状が残存していることが認められるが、同症状の評価は、身体的所見及びMRI、CT等によって裏付けることのできる麻痺の範囲と程度により障害等級を認定するとされている。

この点、当審査会において、請求人の各医証を再検討したところ、中心性頸髄損傷が原因で四肢巧緻運動障害等が残存し、その程度は、「神経系統の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの」（障害等級第7級の3）には及ばないが、「神経系統の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの」（障害等級第9級の7の2）に該当するものと判断する。

(5) 上記のとおり、請求人には、障害等級第11級と同第9級に該当する障害が残存するが、これらは脊髄損傷による神経系統の障害を伴うせき柱の障害であることから、請求人に残存する障害の程度は、併合の方法を用いることなく、神経系統の機能又は精神の障害の障害等級である障害等級第9級に相当すると判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対して行った障害等級第9級に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。